

液状化対策事業を実施するためには皆様の3分の2以上の同意が必要です

久喜市では、これまでに土木や建築などの専門家で構成する液状化対策検討委員会を設置し、南栗橋地区における液状化対策を検討してまいりました。

その結果、地下水位を下げて液状化しにくくする工法（地下水位低下工法）が有効であることがわかりました。

今後、国の復興交付金による事業を進めるためには、土地所有者等の3分の2以上の同意が必要となります。

なぜ「地下水位低下工法」なのか

液状化被害を抑制する効果が高く、道路内に排水溝を入れることで対策が可能であるため、住民の負担が最も少ない。

南栗橋地区は、地下水位を下げやすい地盤です。

- ・南栗橋地区にある砂層は粒の揃った砂のため、水を通しやすい。
- ・砂層の厚さが薄く水位低下量が少なく済む。

他の工法に比べて、対策費用が安価です。

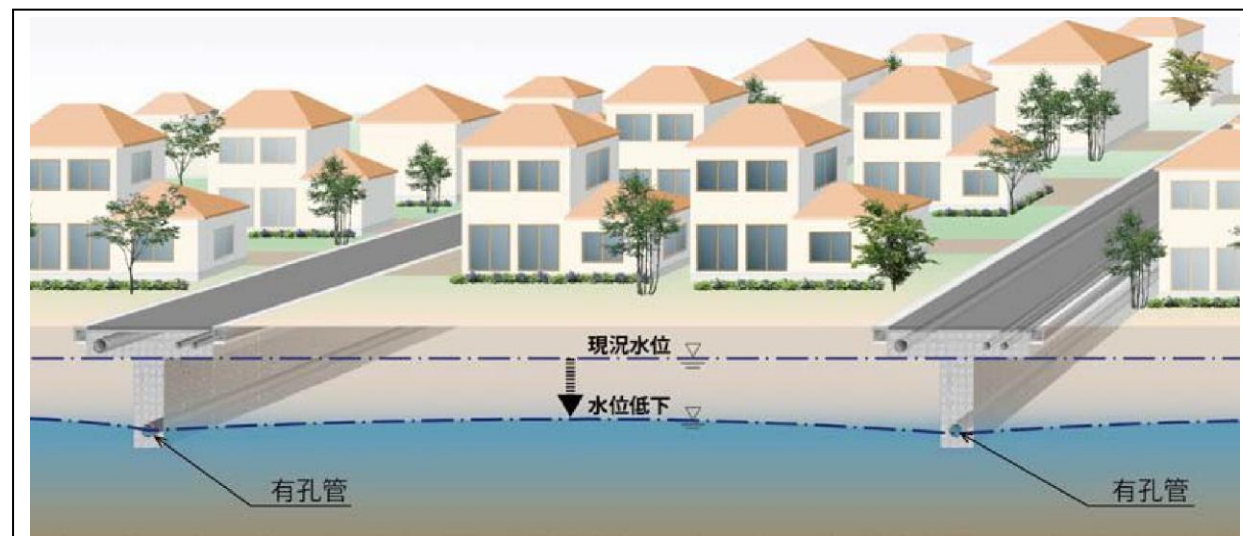
- ・道路内の工事だけで宅地内も効果が見込まれるため、基本的に、ほとんどの宅地内の工事が発生しない。
- ・地盤を固める工法などに比べて、全体の工事費が安い。

「地下水位低下工法」が最も適しています。

「地下水位低下工法」とは

液状化発生の原因の一つである「地下水位」を下げることで、液状化しにくい層を増やす工法です。このことにより、皆様の土地を液状化しにくい土地にすることができます。

工事の方法は、道路内に地面から約3mの深さに穴のあいたパイプを埋設して、そこへ地下水を集めて水路等へ排水します。



対策工事はどのように行うのか

対策工事は、道路内に排水溝（穴のあいたパイプ）を設置します。基本的には、宅地内での工事は発生しません。なお、この工事は、公費（復興交付金）で行います。

住民負担について

国の復興交付金事業では、対策費用は、国、自治体、及び所有者等が負担することになっていますが、市では、**対象となる全ての方の負担がなくなる減免制度を創設**いたします。

対策工事による影響について

地下水位を下げることにより、家屋の使用に悪影響をおよぼすような傾斜は生じません。万一、**家屋一定の基準を超える傾きが発生した場合は、補償の対象**となります。

- ・実証実験を行った結果、地下水位を低下させることで地盤沈下は発生するが、沈下量や傾斜は、国から示されている参考値（1000分の3の傾き）を下回っています。
- ・地下水位を低下させる前に、家屋の調査を実施します。
- ・地下水位低下後、2年間で1000分の3を超える傾きが生じたときは補償の対象となります。

事業を実施するためには、土地所有者等の皆様の3分の2以上の同意が必要です。皆様のご協力をお願いいたします。

【お問合せ】

◆久喜市 建設部 都市整備課 都市整備係
0480-22-1111（内線163）

◆相談窓口
0120-914-772（通話料無料）
平日9:00~12:00、13:00~17:00

再生南栗橋

～災害に強いまちを目指して～

久喜市液状化対策事業スケジュール

| 成 23 年 | | | 平成 24 年 | | | 平成 25 年 | | | 平成 26 年 | | | 平成 27 年 | | | 平成 28 年～ | | |
|---|---|---|--|---|---|--|---|---|--|---|---|---|---|---|---|--|--|
| 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | 1 | 5 | 9 | | | |
| 震災発生 | | | 工法の検討 | | | 実証実験 | | | 実施の判断 | | | 設計・工事着手 | | | | | |
|    <p>■東日本大震災の発生液状化により甚大な被害が発生。</p> | | | <p>■詳細な地質調査の実施。</p>  <p>■久喜市液状化対策検討委員会を開催し、南栗橋地区の再液状化に有効な対策工法について検討。</p> | | |  <p>■実証実験により、課題について検証します。現場見学会・結果報告会の実施により住民の皆様が状況、結果を確認できる機会を設けます。</p> | | | <p>■工法の決定</p>  <p>事業実施の判断</p> <p>■地区ごとの説明会を開催し、住民の皆様と対策実施の判断の話し合いを行います。また、個別の相談窓口での対応も行います。</p> | | |   <p>■工事計画について工事対象地区への説明会を行い、工事を進めていきます。</p>  | | | <p>災害に強いまちへ</p>   <p>南栗橋再生</p> | | |
| | | |  <p>■地下水位低下工法が有効と判断。課題として地下水位を下げることで地盤が沈下し、家屋が傾かないか？地下水位がきちんと下がるかを確認する必要があります。</p> | | | <p>■土地所有者等の2/3以上の同意が必要</p> <p>■同意が得られた地区について詳細な設計を行います。 ※詳細な設計を進めるには、9月ごろまでに意向を確認する必要があります。</p> | | | <p>■国の復興交付金事業（平成27年度末までに工事着手する必要があります）</p> | | | | | | | | |